

ま え が き

- 1 この隔月報は、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」（昭和26年法律第310号）第14条の規定に基づき「生糸調査規則」（昭和27年農林省令第5号）によって調査している生糸の生産及び流通に関する統計及び「平成16年度繭・生糸価格実態調査の実施について」（平成16年5月7日付け16生産第233号農林水産省生産局長通知）によって調査している繭・生糸の価格に関する統計集計結果を収録したものです。
- 2 この隔月報は、器械製糸、国用製糸、繭品質評価機関及び器械玉糸製糸については工場（事務所）ごとに、生糸市場売買業者、生糸市場外売業者、及び生糸輸出入業者については営業所ごとに、毎月末現在においてその月の1日から末日までの実績を集計したものです。
- 3 平成11年12月・12年1月分から、「器械玉糸製糸」については「国用製糸」に統合し「国用・器械玉糸製糸」として収録しました。
- 4 平成13年4月分から、「繭品質評価機関」については調査対象外としました。
- 5 この隔月報についてのお問い合わせは、生産局特産振興課需給対策班（電話（代）03-3502-8111 内線3695、（直）03-3501-0983）あてにお願いします。

備考：統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「…」は事実不詳又は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は負数又は減少したもの

「r」は訂正数値